

西海市教育委員会（令和7年第5回定例会）会議録

期 日： 令和7年5月22日（木） 午前9時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 山下 健悟、熊本 英哲
副参事 長岡 竜児（書記）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和7年第5回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

また、会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますが、ご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。会期を本日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして諸報告を行います。お手元の教育長一般報告5月分をご覧ください。

※以降、下表に基づき報告

月日	曜日	項目
4月27日	日	令和7年度西海市地域婦人会総会
4月28日	月	スポーツ推進審議会
4月30日	水	市長事務引継ぎ
		市長退任式
5月1日	木	市長辞令交付式並びに就任式
5月2日	金	西海市中体連会長・理事長 来庁
5月7日	水	第2回校長会研修会
5月9日	金	令和7年度長崎県更生保護協会西海支部役員会
		第75回“社会を明るくする運動”西海市推進委員会
5月10日	土	西海市PTA連合会総会
5月11日	日	中学校体育大会
5月13日	火	西海市制20周年記念献立給食試食（西彼北小学校）
5月14日	水	第1回初任者研修地区研修
5月16日	金	第2回西海市議会臨時会
5月18日	日	小学校運動会
5月21日	水	長崎税務署管内租税教育推進協議会第17回定期総会

簡単ですが、以上が5月の一般報告となります。今の報告について何か質問等ございませんか。

（質問なし）

よろしいでしょうか。それでは、ただいまより議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第30号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1、議案第30号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第30号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年5月31日で委員の任期が満了となるので、西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに掲載しております。

2ページ、3ページを開いていただいでよろしいでしょうか。ここに運営委員会委員名簿の案を掲載しております。全ての委員につきまして、任期が令和7年、先ほどご説明したとおり、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとなっております。

変更となる委員ですが、1番、ときわ台小学校の校長、7番、西海地区のPTAの代表、失礼しました。6番ですね、西彼地区のPTAの代表、7番、西海地区のPTAの代表、8番、大崎地区のPTAの代表、これが変更になっております。また12番、生産者代表ということで、西海市商工会の事務局長が代わられておりますので、12番が変更となっております。また15番、西海東小学校の栄養教諭、17番、大瀬戸小学校の学校栄養職員、18番、西彼学校給食共同調理場の管理者、19番、西海学校給食共同調理場の管理者、そして21番、大瀬戸学校給食共同調理場の管理者が、それぞれ人事異動等により変更となっておりますので確認をお願いしたいと思います。

提案理由の説明については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第30号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第30号「西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第31号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2、議案第31号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第31号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進めるため、西海市学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、西海市学校運営協議会委員を委嘱するものです。なお、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。なお、学校運営協議会につきましては、西海市立ときわ台小学校、大串小学校、西彼北小学校、西海東小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校及び江島中学校に設置をするものです。

本年、新たに学校運営協議会を設置する学校ですが、ときわ台小学校、そして西海東小学校に新たに設置をしたいと考えております。参考条文につきましては、1ページから2ページに掲載をしております。

具体的な学校運営協議会委員の名簿の案につきましては、3ページから掲載をしております。3ページをご覧になっていただければよろしいでしょうか。3ページがときわ台小学校の学校運営協議会委員の名簿案になります。ときわ台小学校については新たに協議会を設置するというので、番号1番から番号15番までの委員の案で考えております。

学校のほうから、それぞれの学校の地域性であったりとか特性等を考慮して、名簿の案については推薦をいただいております。4ページにつきましては大串小学校になります。大串小学校については2番、5番、7番、8番、そして15番が各団体の役職の変更、あるいは人事異動等により変更となっておりますので確認をお願いします。続きまして5ページ、5ページは西彼北小学校になります。ここの学校の変更ですが6番から10番、そして14番、14番が先ほどの変更理由等と同様ですが、変更になっております。

次、6ページを開いていただければよろしいでしょうか。西海東小学校になります。この学校は、新たに今年度より運営協議会を設置する予定になっております。次、7ページ、西海北小学校になります。ここにつきましては、7番、そして8番については、新たに保育所の代表、そして登校見守り隊の代表ということで、新たに委員を追加してい

るような形になります。また、9番から11番、そして13番、15番につきましては、各組織の役職の変更あるいは教職員の人事異動等による変更となります。西海北小学校については谷口委員もですね、委員として、引き続き参加をしていただきたいと思いますところ。次、8ページ、西海小学校になります。ここにつきましては4番、7番、9番、そして11番が、各団体の役職の変更、そして人事異動等に伴う変更になります。

次、9ページ、大崎小学校になります。ここにつきましては、10番が新たに各団体等からということ、新たに参加をしてもらうような形になります。それと14番、15番についても同様ですね、新たな団体等から参加をしていただくということで変更をしております。また3番、失礼しました。1番、3番、6番、そして7番につきましては、各団体の役職等の変更に伴う変更という形になります。

最後10ページを開いていただいてよろしいでしょうか。10ページは、江島中学校になります。ここにつきましては任期の変更のみという形で、引き続き前年度委嘱をした委員さんに参画をしていただくということで考えております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第31号の説明がありました、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。それぞれ運営協議会委員の候補者の選定のプロセスについてお聞きしたいんですけども、これはそれぞれの学校のほうからのご提案ということよろしいでしょうか。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃられたとおり、学校から提出されたものを、こちらのほうで受け付けまして、決定しているということで。

○教育長

北島委員。

○北島委員

はい。説明の中にもありましたけども、新たに団体として加わる方とかいらっちゃって、それは学校の判断ということになるかと思えます。一方ですね、全体的な立場の

それぞれの構成を拝見すると、例えば西彼北小学校ではPTAのほうから4名、副会長さんが多くいらっしゃるということですね。なんですけども、一方で西海東小、ごめんなさい、西海小学校のほうですけれども、こちらのほうはPTA関係者がですね、おひとりということなんです、会長さんだけで。特にちょっと気になったのが、西海小学校自体が、西と南の統合というところで、地域的に結構広範囲になる中で、保護者の代表の方が少ないのかなあと。もちろん委員の数としても、全体と比べると少しバランスが違うのかなあ、というところもちょっと感じたところなんですけども、そういったところに対して、教育委員会からの助言とか、指導というのはされているんでしょうか。あるいは、これに対してどういうふうに思われていますか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

各学校で委員を選任していただく前段といたしまして、学校運営協議会の規則がございます。その委員の構成については、原則として第7条にありますように、通学区域内の住民の方、そして児童生徒の保護者、そして校長や教職員、そして学識経験者等ということで、原則としてこの内容で選んでいただくというところがあります。

委員ご承知のとおり、コミュニティスクールは、前段として次の議案にありますように、学校評議員になっていただいた方を引き続き大体それぞれの学校の実情に応じて推薦をしていただくという、そういった歴史的な背景がございます。

そういったところで、例えば小学校区内各行政区があった中で、委員が言われたように、例えば西海小学校であれば旧西海西小と南小があります。その校区内に行政区というのがありまして、その行政区の代表区長さんであったりとか、呼び方例えば郷長さんとか、そういった呼び方があるんですけども、そういった方に入っていくような形のところもあろうかと思えます。

片やほかの小学校でいえば、各校区内の郷長さん、区長さんに、全ての区長さんに入っていない学校も確かにあります。例えば今年度から新たに設置をする西海東小学校においては、行政区の代表は川内の行政区長さんのみになっている。実際は丹納であったり、水浦だったり、天久保であったり、黒口であったりとかですね、そういった行政区もあるところではあります。ただ、そういった中で、各学校の運営協議会をどういった形で運用するのかというところ、そういった部分については、やはり各学校の校長の判断というところもありますので、原則としてはその学校から上がってきている分については、規則で指定をしている構成に逸脱をしないということであれば、基本的には、各学校の考え方を尊重しながら進めていくという形になろうかと思っております。

ですからそういった部分で、例えば行政区的なところのバランス、あるいはそのPTAの代表の人数であったりとかそういったバランスですね、そういったところが大幅に、やはりちょっとどうかな、というところがなければですね、基本的にはもう学校からの推薦の中で、この運営委員会の委員として委嘱をするという形のところがあります。

各学校の統合に伴う部分で、委員数がどうしても多くなるというところもあります。例えば旧小学校区で、やはり同じような形で行政区長さん選ぶ、あるいはPTAの会長や役員であっても、やはりその地域的なバランスを考慮して選ぶというふうな形になれば、やはりどうしても運営委員会の委員の人数の上限15名という基準がありますので、そこにはまらなくなるというところもありますので、そういったところは、学校と協議しながら進めていくという形になります。

具体的に言えば、例えば大崎小学校、9ページに大崎小学校というところがあるんですけども、ここが校長であったり、教職員であったりとかが入っていません。どうしても先ほど言った15名の枠の制限があって、その中でこちらも統合の学校ですので、地域的なバランス、あるいはそのPTAの役職の構成の人数とかですね、考慮しながら上がってきておりますので、そこについてはできるだけ尊重するというふうなスタンスで、学校とやり取りしている状況になっております。以上のような状況です。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

ありがとうございます。判断の趣旨というのはよく分かりました。一方でですね、コミュニティスクールっていうのは、やっぱり西海市の特性を出していくということを考えていくと、ある程度の教育委員会の俯瞰的指導というのは必要かなと思ってます。

今メンバーの人数についてもおっしゃいましたけれども、逆に西海小学校まだまだ余裕があるといったようなところもあるので、ぜひ公正的な、あるいは全体的な目線で、今後もそれぞれに地域の特性を生かしながらも、西海市としてのやはり全体的な方向性というのをしっかりと整えていただけるようにご指導いただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長

ほかに質疑等はございませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

はい。2点あるんですが、大瀬戸小学校がここに記載がないのはなぜかなということ、あと大瀬戸中の学校運営協議会の場合、オブザーバーという形で15名のほかですね、

大瀬戸中学校の校長先生や西彼杵高校の校長先生に入っていたらいいんですが、ほかの小学校にもそういう形でオブザーバーの方がいらっしゃるかどうか教えてください。

○教育長

はい。2点ありましたけど、大瀬戸小についてですか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。事前に説明も必要だったかなというふうに思ってるんですが、大瀬戸小学校の委員の名簿につきましては、実は委員の選考について、今まだ決定が難しく、候補者がなかなか絞りきれない部分があるんですね。次回の定例教育委員会のほうで、決定次第お知らせしたいなというところで考えていたところであります。

またオブザーバーについては、15名以外でいらっしゃるっていう捉えでよろしいですか。（はい。の声あり）実はオブザーバーという名称で、各学校から説明といたしますか、報告が上がってきた例は、今のところ私も把握してなくてですね。例えば今回出している大崎小学校の名簿で見ると、学校関係者はこの名簿に入っていないんだけど、事務局として学校運営協議会を支えるというような形をとっておりますので、ちょっと詳細を調べれば、15名以外にもそういった方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、また今後学校とも確認をしながら、把握をしていきたいなというふうに思っています。

○教育長

よろしいですか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

はい、ありがとうございます。また情報が分かれば教えてください。

○教育長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第31号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第31号「西海市学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第32号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」

○教育長

日程第3、議案第32号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

議案第32号「西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校管理規則第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとするものです。参考条文については、下段のほうに記載をしております。先ほど審議していただきました議案第31号ですね、コミュニティスクールを置いてない学校については、引き続きこの学校評議員を置くということで考えております。

2ページ3ページを開いていただいでよろしいでしょうか。学校評議員の名簿の案になります。1番から3番までが雪浦小学校、4番から7番までが、西彼中学校、8番から11番までが西海中学校、12番から14番までが大崎中学校、そして、15番から17番が大瀬戸中学校になります。全ての委員の任期が変更となります。また、新たに学校評議員としてお願いする方ですが、1番、3番、そして9番、14番の委員になります。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第32号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第32号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第32号「西海市立小学校及び中学校における学校評

議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第33号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4、議案第33号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

はい。議案第33号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページから2ページに掲載をしております。

評価委員会委員の名簿案になります、3ページをお開きください。3ページにつきましては、西彼地区の評価委員の名簿になります。ときわ台小学校、大串小学校、西彼北小学校、そして西彼中学校から選出をいただいている評価委員になります。

次のページ、4ページをお開きください。4ページにつきましては、西海地区の評価委員になります。西海東小学校、北小学校、西海小学校そして西海中学校、それぞれの学校のほうから推薦をいただいている委員になります。その中で16、17、18、飛んで22、そして25の方が変更となる委員になります。

次、5ページを開いてください。5ページ上段のほうに大崎地区の委員名簿案の掲載をしております。大崎小学校そして大崎中学校から推薦をいただいているものです。28番、そして33番が変更となる委員になります。

5ページ下段ですが、大瀬戸地区の名簿案になります。大瀬戸小学校、そして次のページに雪浦小学校、そして大瀬戸中学校から推薦をいただいている委員になります。変更となるのが、前ページ36番、37番の委員が変更となるという形になっております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第33号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第33号「西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第34号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5、議案第34号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長。

教育次長。

○教育次長

議案第34号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」になります。本議案の提案理由ですが、令和7年5月31日で委員の任期が満了することに伴い、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日とするものです。参考条文につきましては、1ページ下段に掲載しております。その中で第14条、審議会を置く公民館の名称ということで、各公民館の名称を記載しておりますが、それぞれの公民館ごとにですね、運営審議会を置くという形になっております。

2ページを開いていただいでよろしいでしょうか。運営審議会委員名簿案になります。1番から9番までが西彼教育文化センター、10番から19番までは西海公民館、20番から28番までが崎戸中央公民館、29番から33番までが多以良地区公民館、34番から次のページ41番までは松島地区公民館、42番から48番までが瀬戸地区公民館、そして、49番から55番までが雪浦地区公民館という形になります。それぞれ変更となっている方につきましては、新の氏名欄の下段のほうにですね、アンダーラインを引いておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育次長

ただいま、議案第34号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第34号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第34号「西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第35号「西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6、議案第35号「西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい、議案第35号「西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年5月31日で委員の任期が満了となるので、西海市文化財保護審議会規則第2条及び第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。

2ページ裏面を見ていただいでよろしいでしょうか。運営、失礼しました。文化財保護審議会委員の名簿案になります。全ての方の任期が更新されております。また、5番の方が新たに委嘱をする予定にしております。なお、8番ですが、学識経験を有する者ということで、特に市内の離島部ですね、松島、江島、平島につきましては、見識を有する方にもこれまで入っていただいでおりました。今回につきましては、5番の方が実際その離島の歴史等については詳しいということで、今回については離島の歴史に知識を有する方については、参加をしていただかないということで考えております。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第35号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第35号「西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第36号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7、議案第36号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。議案第36号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、本補助金の交付において、交通船を利用し通学する児童生徒の通学費に係る補助金を現物交付とし、学校事務の負担軽減を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

2ページ以降が、改正の告示の案になります。まずはその改正のポイントですね、9ページを開いていただいでよろしいでしょうか。本補助金交付要綱の改正のポイントをまとめております。まずポイント1として、今回の改正の主な目的です。2点ございます。1点目が、交通船を利用して通学する児童生徒に対する補助金を現物交付とすること。2点目ですが、現物交付化により、学校事務の負担を軽減すること。この2点が挙げられます。今回の改正の概要ですが、要綱の第6条においてバスの定期乗車券のみが現物交付の対象であったところ、交通船の定期乗船券も対象に含めるという内容になっております。

あわせて、現物交付の対象拡大に伴い、様式第2号において一部文言等の見直しを行っております。今回の改正の影響範囲、対象者については、ここにまとめているとおりです。交通船を利用して通学する児童生徒については、大瀬戸小学校そして大瀬戸中学校に通学する児童生徒になります。5月8日時点ですが、大瀬戸小学校は4名、中学校が3名、合計7名が対象者という形になります。

施行時期につきましては、告示の日から施行をいたしますが、改正後の告示につきましては、本年4月1日以降の通学に係る補助金から適用する予定になっております。

次に新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。5ページです。定期乗船券の現物交付を対象にする、現物交付を行うという改正内容につきましては、第6条の第1号、ここの改正内容です。要は定期乗船券の現物を、これについては毎月を交付するという形の改正になっております。

なお、資料の訂正をお願いしたいんですが、第6条の第2号、旧のところの第2号ですね。括弧の2のところ、次にある小文字のRという文字がありますが、これはミスプリントですので、削除をお願いしたいと思います。

第6条の第2項等で、実際当該補助金については、運行事業者に直接払うという規定も追加をさせていただいているところです。合わせまして7ページの様式第2号については、学校のほうで実際その事務をしていただくような形になりますが、様式の改正を行って、負担軽減を図っていきたいと思っているところです。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

今回この乗船の、船のほうの通学費の補助ということですが、これに関連してですね、バスのほうの補助金を出していただいているということで、保護者の方たちも大変ありがたいと、そういう声を聞いております。それに関連してですが、西彼中学校なんです、小迎から中学校に朝通学するのに、バスの時間等と大串で一旦乗換えをするというのが不便だという声をですね、たくさん聞いております。

それで、難しい問題かもしれませんが、大串のほうでちょっと待ち時間があるということで、それがどうにか改善できないかということ結構聞きますので、難しいとは思いますが、そういう声があるということをお伝えできればと思います。

○教育長

はい。関連質問ですけど。何かありますか。

はい、教育次長。

○教育次長

はい、ありがとうございます。大串の乗換え、乗り継ぎの関係の時間、ダイヤの調整ということなのかなと思うんですが、西彼中学校に限らずですね、ほかの校区においても、やはりそういった路線バスのダイヤの変更というのはですね、いろんな校区

のほうからご要望いただいているところです。

通学に実際利用する、乗車する人員的な1番割合は大きいんですよ。ですからバスの事業者等もですね、できるだけそういったところのご要望についてはもう、できるだけ対応したいという基本的な考え方あるということで聞いておるんですが、全体的なですね、やはり実際運行するバスがその次どこに行くのか、行った先でどういった接続をするのかっていうところが要はポイントで、大串の停留所での時間帯だけではなくてですね、全体的なところで、やはり判断をしなければいけないということで、いろんな要望があるにしろ、なかなか実現が難しいという話も聞いております。

実際その路線バスも含めた地域公共交通については、今市のほうでもですね、全体的な利便性向上のために、協議会を設置して協議をしているところです。路線バス、あるいはタクシーの事業者であったりとか、あるいは船ですね、船の事業者。そういったところ、いろんな事業者に入っていたいただいた形の協議会を運営しているところになります。

今年の4月においても、路線バスの一部廃止路線が出たりとかいうですね、やはり市民生活、通学だけではなくて市民生活にやはりいろんな影響が出てくる場所がありますので、西海市全体としてのそれは課題ということで、その協議会の中でもそういった意見があるということですね、こちらのほうからも提言をさせていただきたいというふうに思っているところです。ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

ありがとうございます。やっぱり子どもたちですね。特に雨の日に、結構中学生は荷物が多くてですね、それを持って傘持って、一旦降りて、また同じバスに乗ってというのがあっていうふうに聞いていますので、できればもう乗換えなしで、一本でできればと思います。よろしく願いいたします。

○教育長

はい。ほかにごぎいせんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第36号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第36号「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通

学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課諸報告（資料により報告）

※教育総務課から、故井上明博氏のご逝去について口頭で報告

○教育長

はい。ただいま各課から報告がありましたけども、委員の皆様方から何かございますか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

まず先ほどの総合教育会議について、これは前回の教育委員会でも、発言させていただきましたけれども、市長さんが新しくなられたということで、この教育大綱自体は、だからといってこう変わるものではないとは思いますが、それに対する市長さんの考え方というところも含めて、意見交換をさせていただければなあということで前回お伝えいたしましたので、これをベースにしながら、それぞれのお立場からの意見交換できればと思います。

でですね、教育大綱というところが根幹になっていきますんで、そこから各施策の展開をされていらっしゃると思います。そういった意味ではいい機会ですので、教育大綱をですね、基盤にしたところでの各教育施策がどのように今展開されていて、どのような成果をに結びついているのか。また、課題がないのかといったようなところですね、よければ大枠で結構ですので、そのときにまたお示しといたしますか、資料提供していただけるとありがたいなと思ったところです。

もう1点はですね、先般長崎新聞で、皆さんも多分ご覧になった方も多いと思うんですが、5月11日の日曜日の新聞で天正遣欧使節団の関連で、南島原市がセミナリヨを設置されたということで、4少年がそこで学びということも含めてですね、これを中学生の事業の中で、ラテン語や茶道ですとか、西洋音楽などの授業を行われたといったようなことで、まさに歴史を生かした地域づくりとしてのプログラムを展開されたという記事が載っております。

以前からも申しておりましたけど、例えば佐賀では論語とかですね、やはり地域地域の特性というものを生かした、西海でいえば西海学というものをですね、どうやはり授

業とか学校教育の中で、子どもたちにそういった土地に対する、地域に対する畏敬の念とか、自負心ですとか、そういったところを芽生えさせていく上では非常にこの歴史っていうのも大事ななと思っております。

そういった中で、ちょうどたまたまこの天正遣欧使節団の記事でしたので、西海市についても、ジュリアンがですね、いろんな見方もあるみたいなんですけども、いるというところで、特定していうと遣欧少年使節団、中浦ジュリアンということに対して、何かこう、学校教育の中で生かしていく総合学習の一環とか、探求の時間とか。そういったところのお考えが今あるのかな、というのをちょっとお尋ねしたいというところです。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい。ありがとうございます。南島原市の記事は私もちょっと目にしてですね、南島原市がそれぞれ独自でそういった学習を進めているということで、大変刺激を受けたところなんですけども、委員さんがおっしゃるように、西海市も小学生を対象に西海学を行っていて、昨年度も全校で西海学について、ということで取組をお願いしていたところではあったんですけども、なかなか全校に行き渡らず実施ができずに、9校中5校での実施でありました。

ですので、今年度もまた年間のカリキュラム等にしっかりと組み込んでいただいて、全ての学校が西海学の実施ができるようにということで、4月の校長会でもですね、話しをしたところでありました。実際西海学を計画した際は、この中浦ジュリアンのコースを必ず入れるということがあります。それに加えて造船所を入れたりとか、学校の立地条件によってもコースが変わってくるんですが、小学校についてはそのように、さらに充実をということで考えています。

中学生については、ちょうど遣欧使節を派遣する生徒の面接といいますが、そういったものがありましたので、応募してきた中学生の作文とか、面接で話しをしている内容を聞くと、やはりそれぞれの学校で総合的な学習の時間で、西海市の学習をやっているということが大体把握できてですね。歴史の授業、中学校の社会の授業に加えて、総合で西海市のことをさらに、小学校以上に詳しく調べたりとか、それをきっかけに、中学生なので自分なりにネットで調べたりとか、自分で中浦ジュリアンのところを訪問して調べたりとかという姿も見られているところでありました。

○教育長

はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

はい、ありがとうございます。それぞれに取り組んでいただいているということで、さらに拡充していただければなと思いますけども、例えば、南島原はこれ、新聞のですね、5、6段ぐらいバーンとぶち抜きで、今課長も言われたように目につくっていう。やっぱりこれって、まあ、やってますよってということではなくて、やっぱり情報発信につながるし、やっぱり地域のブランディングにもつながっていくのかなあと思ってます。

子どもたちはもちろんなんですけど、市民の皆さんですとか、やはり我が土地の自慢といいますか、誇りに思うというところをですね、こういった上手にメディアも使っただければなというふうに思ってます。地方版で小さくこう、ちょこっと乗ってもね、なかなかインパクトないんで、ぜひいろんなところと連携をお願いできればなと思ったところです。よろしくお願いします。

○教育長

ありがとうございます。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

今の西海学、特にジュリアンの名前が出ましたので、一番関係するのが西海町ということでしょうから、少し情報提供ということでお話しをさせていただきます。

本当たまたま昨日だったんですけど、私も西海北小の校長先生とお話をして、実は前から西海北小学校校区では、古学、ジュリアンの頃の古い成果の学習を通して、特に横瀬、西海町の地区とポルトガルとの関連とか、そういうのは歴史を学んでいたんですけど、コロナの時期に、やっぱり指導とか交流とかってというのが途絶えてしまっていたところ、地元のそういうふうなことを進めていきたいという人のお声が私の耳にも入ったものですから、それを校長先生ともお話しをして、何とかその今できる形で、何かこう、その学びが復活できないかなあってこともお話しをしてですね、校長先生も、この教育課程の中でできる形、特に総合的な学習の時間の扱いとかを、自分たちもよく見直しをして、とにかくふるさとを学ぶという、そういうのをやっていこうというふうにお話しをしています。

もしそういうふうな形ができれば私も、大分にいらっしゃる先生なんですけど、オンラインでもできますよということでもありましたので、そういうのをちょっと進めていければいいなというふうに思っています。

それと関連してというか、横瀬浦の元教会があったであろう、で焼き討ちに、もうたった2年間足らずで焼き討ちにあったという教会、その史実が本当なのかということも、ずっと横瀬浦公園の一带を発掘してる先生がいらっしゃるんですけど、今年も8月の上旬に来て、発掘の状況とか、地域の説明、その様子とかっていうのを子どもたちにぜひ見てもらいたい。また、地域の人も見てもらいたいということで、今度お見えになった

ら、西海北小と西海中学校には、それぞれ校長先生を訪問して担当の大学の先生が説明もしていくということで、子どもたちに少しでも1人でも2人でも、そういう地域の歴史のことについて、また考古学ということについて学ぶような、興味・関心を持ってもらうことができたらというお話も今しているところです。

地域でもそれぞれ事務、取組を進めていこうかなというふうに思っています。これは西海町なので、それぞれ5町にはそれぞれの地域のよさとか、掘り起こすべき歴史ってのはまたあるでしょうから、それぞれ、西海学などを通してですね、各学校自分の学校、自分の住む地域のことを子どもたち自身が深く学んでいくっていう、そういう思いをつくっていったらなと思って、私も期待しているところです。以上です。

○教育長

はい、ほかにございませんか。はい武宮委員どうぞ。

○武宮委員

はい、私のほうから学校教育課のほうにお尋ねしたいんですけども、放課後オンライン学習会の学校での受講ということで、なかなかこれまで利用者が広がらないっていう課題があったかと思うんですが、少しこのことについて詳しく教えていただきたいくて。

この学校で受講する場合に、全ての生徒が受講することになるのか希望者だけなのか。また、そこに教員がつくのかつかないのか。あと、そうですね。その辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。6月4日と6月5日の受講についてはですね、それぞれの学校で受講することになりますという説明だったんですけど、要は、それぞれ授業の時間を使って行うということで、全ての児童生徒が、対象学年ですね、対象学年の全ての児童生徒が受けるということになりますし、それぞれ担任とか担当もつくということで、確認をさせていただきたいと思います。

○教育長

はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

それはつまり、放課後ではないという理解でよろしかったでしょうか。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

はい。名称自体が放課後オンライン学習会っていう、1年間を通した名称であってですね、今回それのお試しということで、放課後に実施するのではないということで今回は、6月の4・5については、授業中にやるっていうことですね。それ以降については、もう放課後、自宅でこれまでどおりということで考えています。

○武宮委員

承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長

はい。ほかにごぎいませんか。よろしいでしょうか。

7. 閉会

○教育長

それでは、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。
(午前10時35分閉会)

次回の定例教育委員会：6月30日（月）午後1時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
